

## 平成 2 1 年度第 1 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成 2 1 年 9 月 3 日

場所：特別会議室 B

( 開 会 )

三根県土づくり本部企画・経営グループ建設政策監 定刻となりました。

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、第 1 回佐賀県公共事業評価監視委員会にご出席いただきまして、誠に有り難うございます。私は当委員会の事務局を預かります県土づくり本部建設政策監の三根と申します。委員会の進行をさせていただきます。

本日、齋藤委員が欠席でございます。それと池田委員が 1 0 分程遅れると言う連絡をいただいております。また、県土づくり本部牟田本部長は緊急の用務が入りまして、3 0 分程遅れて参ると言うことです。ご了承いただきたいと思います。

只今より、平成 2 1 年度第 1 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催致します。

まず始めに、井山県土づくり副本部長がご挨拶申し上げます。よろしく申し上げます。

井山県土づくり本部副本部長 県土づくり本部の副本部長を 4 月から努めております井山と申します。よろしくお願いいいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日、佐賀県公共事業評価監視委員会、本年度第 1 回でございますけれども、お忙しいところ、ご出席をいただきまして有り難うございます。また、常日頃から佐賀県県政全般におきまして、様々な面でご協力、ご尽力いただいております。重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

県土づくり本部は公共事業のインフラの整備全般を担当させていただいております。非常に今、予算全体が厳しい中で、県民のいろいろなニーズが多様化あるいは高度化していると言う状況の中でどういう事業展開を図っていくのか、非常に難しい情勢にあるところでございます。昨年から今年にかけて、数次にわたりまして経済対策と言うことで、昨年の後半以来、非常に経済情勢が悪化と言うことで、ご承知のとおりでございますが、佐賀県といたしましても、緊急総合対策と言う形で国と一体となりましてですね、経済対策を打っておるところでございます。その中にこの公共事業の関係も重要な要素の一つとして位置づけられてまして、非常に経年的には予算が厳しくて公共事業全体の事業量自体はピーク時のもう半減以下と言うような状況ではございますが、今ちょうどこの経済対策いわゆるフローの効果としてのインフラ整備をですね、積極的に位置づけてですね、これをストックの効果の方につなげていこうと言うような取組をやっているところでございます。ご承知のとおり、今年度も 6 月に、まあ国の方は 5 月であります、県の方では 6 月に補正予算をもう早速打ち出しまして、公共事業関係では当初の事業量の約 2 割位を積み

増しするようですね、そういうような事業の展開を図っているところでございます。今それらの発注がスムーズにしているかどうかと、経済面でどういうふうに効果が出始めているのかと言うあたりが問われようとしているのではないかと考えております。

さて、今年は異常気象と言いますか、梅雨明けが8月にずれこみましたり、集中豪雨も7月の下旬ですか、佐賀県内でも400mm、500mmの雨が降りまして、道路の浸水、土砂崩れ、あるいは河川の堤防決壊等、県内でも少なからず被害がございました。それらのまた、災害復旧などにもですね、今、応急対策とかは既にやっておりますけれども、それらの被害を受けましたインフラをですね、また元に戻して復旧・復興していくということもですね、今年度中から着手してですね、やっていかなければならない状況にございます。

そんなことで、厳しい予算の情勢、経済情勢、あるいは県民の目の中です、選択と集中と言うことで、公共事業をですね、従来にも増しまして透明性、客観性、公平性を持ったですね、取り組みと言うものが重要になっているわけで、そういった意味でこの評価監視委員会におきまして、新規事業の採択でありますとか、あるいは継続してやっている事業の再評価、あるいは出来上がったものの評価、事後評価と言うようなあたりをですね、それぞれ要所要所でやっていくと言うことは、非常に重要なことだと言うふうに我々位置づけております。

本日は、その中でも新規事業評価の取組状況、まあ、21年度もう既にスタートいたしておりますが、そのスタートしている新規の事業についての取組状況の報告、あるいは新規事業を着手するに当たりまして、どういう事業の絞り込みをですね、やっているのか、なぜそこは新規の事業として選ばれたのかと言うふうな、そういった絞り込みのプロセスなんかも、透明化していくような、まあ1次評価マニュアルと言うふうに言っておりますが、そういったマニュアルのご審議、さらには新規評価マニュアルの中身の変更、これは道路課関係でございますけれども、そういったようなもののご審議をお願いできればと言うふうに考えております。

いずれにいたしましても、少ない予算の中で、県民の満足度を高めていくと言うことがですね、こういった評価を通じて、事業それぞれについての費用対効果等を透明にして、積極的に説明していくことが非常に重要だと思いますので、委員の皆様方におかれましては、限られた場ではございますけれども、積極的なご意見等をですね、いただければと言うふうに思っています。

冒頭に当たりまして、簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。

本日はご審議の程、よろしく申し上げます。

三根県土づくり本部企画・経営グループ建設政策監 有り難うございました。

次に委嘱状の交付を行いたいと思いますが、本来なら本部長が直接手渡すこととなりますが、事前に机の上に配布させていただいておりますので、各委員への配布は省略させていただきます。各委員には前任期に引き続き、今任期の就任をご承諾いただき、有り難うございました。2ヶ年よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入る前に、本日は平成21年度第1回委員会であり、県の方でも昨年度から異動によりメンバーが替わっていることから、本年4月に異動したものについて、簡単に自己紹介をしたいと思います。飛石交通政策部長お願いします。

飛石交通政策部長 どうもみなさん、こんにちは。只今紹介いただきました交通政策部長の飛石でございます。

私も3月までは東京の方にいた訳でございますけれども、なにぶん、こういう公共事業と言うやつは初めてでございます、私も事務屋なものですから、一応あの、道路とそれから空港、それから港湾、新幹線、鉄道、バスその他交通に係るものを担当させていただいてます。よろしくお願いします。

三根県土づくり本部企画・経営グループ建設政策監 有り難うございました。

次に委員長の選任でございます。評価委員会設置要領第5条に委員長は委員会での委員の互選によりこれを定めると規定されています。つきましては、委員の皆様は委員長の選任をしていただきたいと思いますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

古賀委員 荒牧先生、引き続きやっていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

三根県土づくり本部企画・経営グループ建設政策監 荒牧委員にと言うご意見が出されました。荒牧委員には前任期中にも委員長をお務めいただきましたが、引き続き、荒牧委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員の方々 お願いします。

三根県土づくり本部企画・経営グループ建設政策監 先生、良いですか。

荒牧委員 はい。

三根県土づくり本部企画・経営グループ建設政策監 有り難うございます。

荒牧委員に委員長就任をお願いすると言うことで、よろしくお願い致します。

それでは、荒牧委員が委員長に就任いただきましたので、荒牧委員長から簡単に就任のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

荒牧委員長 はい。皆さん、こんにちは。

もうこれで何期目になるのかわかりませんが、高田委員長の時代からずっと、最初から努めて参りましたので、相当長い間、佐賀県の公共事業のあり方、あるいは評価と言うものを取り組んできました。私の個人的な感想から言えば、佐賀県って言うのは非常に生真面目に色んな事をやってこられたんだと言うふうに認識してます。

その一つが、今日議論になります新規事業評価と言うものに取り組んでいこうと言うのが一つの佐賀県らしい取組と言うことになると思います。これは未だ、よその県でどこもやっていないようなことに取り組んでますので、未だ暗中模索と言うか、色々問題があることは十分認識していると言うか、今日もいろいろ皆さんの意見を聞いて、直していかないといけない部分がいっぱいあると思います。

ただ、一番の基本的な要件と言うのは、やはり、透明性と言うか、物事が決まってい

とき、あるいは、その評価と言うものの透明性をどうやって確保するかと言うことが一番重要な事だと思っわけです。ですから、今までは、非常に生真面目にやってこられたとは思っけど、それが内部で閉じていたと言うのがやっぱり問題で、そこをオープンにしていく、透明にやっていくと言うことを目指して行くべきだと言うふうに認識しています。ですから、必ずしも現段階が十分だと言うふうにも考えていませんし、それから、今度また新しく提案されたものが本当にこれで良いのかどうかと言うのも、自信があるわけではありません。ただ、他県の目標になるようなもの作ってですね、透明性の確保と言うことにやっていければ良いと思っます。

今批判されている、公共事業に対して批判されているのは有効性とか言うことよりも、むしろ透明性と言うかな、どこに、どうやって決めたんだと、どういう資料に基づいて決めたんだと言うようなことが、今言われていると、私認識していますので、土木工学を学んできた者としては、いわば、ちょっとだけ、悔しい思っもしていますけど、こういう透明なシステムを作ることによって、何か新たな評価受けるのではないかと言うふうに考えておっりますので、是非、皆さん、委員の皆さん、そして行政担当の方々にご協力をいただければと思っます。よろしくおっ願い致します。

三根県土づくり本部企画・経営グループ建設政策監　ご挨拶有り難うございました。

この後の議事につきましては、荒牧委員長におっ願いをしたいと思います。どうぞ、よろしくおっ願いします。

荒牧委員長　はい。それでは早速ですが、議事の一番最初の「1. 公共事業新規箇所評価の取組状況について」について事務局よりご説明をおっ願いします。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長　企画・経営グループの中村と言っます。座って説明させていただきます。

先ず、資料の確認をしたいと思います。資料No. 1が委員の名簿になっています。それから、資料No. 2、これが新規評価実施箇所数一覧表。それから、資料No. 2 - 1、平成21年度新規評価実施箇所総括表（整備系）。それから、資料No. 2 - 2、同じく総括表ですけど（維持系）。それから、資料No. 3、新規評価マニュアルの変更について。それから、資料No. 3 - 2、新規評価マニュアル変更（道路課）。それから参考資料として、評価マニュアルの体系及び基準と言うことでA4で1枚のペーパーがあります。それから、資料No. 4、新しい公共事業新規箇所評価について。以上の資料になっています。よろしいでしょうか。

そしたら、先ず、昨年度新規箇所評価を実施しておっりますので、その評価結果の報告を致したいと思います。

資料No. 2をおっ願いします。先ず、めくっていただきまして、1枚目なんですけど、ここに昨年度新規箇所評価を実施しました箇所の一覧表を整理しておっります。各課毎に事業毎に評価をした表になっています。

下から2行目の合計欄を見ていただきたいと思っますけど、新規の検討箇所数として全

体で126箇所検討しております。その中から40箇所について現地機関が評価しておりますし、事業担当課、それから本部でそれぞれ評価を実施しております。その40箇所の中から予算化したのは、当初予算で予算化したものが37箇所と言うふうになっております。3箇所を当初予算から見送ったと言う結果になっております。

この表です、126箇所から40箇所を引きました86箇所につきましては、現地調査が未だできていなかったり、地元の事業に対する推進体制なり、合意形成が未だ出来ていないと言うようなことですね、評価に至らなかったと言うふうなものでございます。

それから2ページをお願いします。ここに同じような表なんですけれども、維持系と言うことで評価の結果を整理をしております。道路とか橋梁のですね、補修等につきましては、維持管理に対する工事がございまして、そういう工事については維持系と言うようなことと呼んでおります。この維持系の予算につきましては、工事内容が比較的簡単な工事と言うようなことで、現地機関に一括して予算を配分しております。その予算の範囲内です、事業箇所を現地機関が決定していく言うような仕組みになってございますので、この評価につきましては現地機関が評価を実施したと言うようなことで、合計欄を見ますと19箇所の評価を実施しております。予算化も19箇所やっておると言うようなことになっております。

一応、全体はそういうことになります。

続きまして、資料No. 2 - 1をお願いします。先程説明しました一覧表をですね、各課毎、それから検討箇所毎に整理したものとなっております。

先ず1枚目ですけど、1枚目がまちづくり推進と言うことで、めくっていただきまして、2ページになりますけれども、まちづくり推進につきましては、3箇所の評価をやっております。ご覧いただきたいと思っております。

それから次が農山漁村と言うことで、4ページをお願いします。農山漁村につきましては、ため池の整備事業、これが2地区、それから海岸保全事業、これが1地区の新規評価を行っております。

それから、農地整備の6ページをお願いします。農地整備と言うことで、農業に関する基盤整備を行う事業なんですけど、経営体育成基盤整備と言うことで、1地区の評価を実施しています。あと2番から4番の3箇所につきましては、調査検討中と言うようなことで、評価にまで至らなかったと言うような地区でございまして。

それから4番目、河川砂防ですけど、8ページをお願いしたいと思います。河川砂防につきましては、河川の整備事業として1番から5番までの5箇所の評価を行っております。6番から9番の4箇所につきましては調査検討中と言うことで評価に至らなかったと言うようなこととさせていただきます。

それから5番目の森林整備ですけど、10ページをお願いします。森林整備につきましては、1番から14番までが山を守る事業と言うようなことで、森林整備の事業を評価しております。それから一番最後の15番、これは林道の整備事業と言うようなことで1箇

所を評価したということになっています。

それから6番、道路ですけど、12ページをお願いします。道路事業につきましては、1番から12番までの12箇所の評価を実施しております。その中で、5番、6番、12番の3箇所につきましては予算の都合上ですね、当初予算から見送ったと言うようなことになっています。ただ、先程、挨拶にもありましたけど、緊急経済対策と言うことで追加で国の予算が参りましたので、5番と12番の2箇所についてはですね、6月補正で新規箇所として予算を計上したと言うようなことになってます。それから、13番から以下、90番まで78箇所ございますが、この分については同じく現地調査、それから交通量調査が未了であったり、あと地元の合意形成が未だ出来ていないと、そういうような理由でですね、事業評価に至らなかったと言うような地区でございます。

それから、18ページに7番として港湾をあげております。19ページに評価の結果を書いていますけど、港湾事業については1箇所の評価を行いまして、2番の事業については評価に至らなかったと言うようなことになっております。

それから資料No. 2-2をお願いします。維持系の総括表になっています。

先ず道路事業ですけど、2ページをお願いしたいと思いますが、維持系と言うことで1番から19番までの19箇所について評価を実施しまして、予算を計上していると言うようなことになっております。

以上が昨年行いました新規箇所の評価結果と言うようなことになってございます。以上です。

荒牧委員長 はい、今の事務局のご説明に対して、先ず、ご質問、ご意見ありましたらよろしくをお願いします。どうぞ。

古賀委員 あの、今、道路のところで1番から12番までと言うこと中で、6番は未だ予算化されていないと言うことですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい。

古賀委員 あと、あの、その中で、例えば5番と12番はこれはもう予算化されたと言う、そういうふうに考えて良いわけですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はいそうです。

古賀委員 ただ、あの、6番のところで数字が書いてあるんですけど、5番と6番が同じようになっているんですけど、これ、区別したいんですけど。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 あの、ちょっと、この整理がですね、当初予算での整理と言うようなことで、ちょっと6月補正まではですね、考慮しない表になっていますので、当初予算での予算見送りと言うことでご理解をお願いしたいと思います。

古賀委員 予算化見送りと両方なっていますが。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい、そのうち5番をですね、6月補正で予算化したと言うような状況です。

古賀委員 5番と12番がそれですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい、そうです。

荒牧委員長 表の見方は、上の数字と下の数字は何ですか。平成21年度事業費、上の数字と。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 上がですね、その地区の全体事業費

荒牧委員長 全体事業費、上がね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい、そうです。そして下の数字がですね、21年度の当初予算。

荒牧委員長 はい、分かりました。今年は、だから、2億円使うということですか、この事業に。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 1番はそうですね。

荒牧委員長 1番、そういう意味ですね。で、全体が17億ですか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 全体の事業費が17億です。

荒牧委員長 17億ですね。だから17億円の新規事業が新たに出来たということですね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい、そうです。

荒牧委員長 はい、分かりました。他にどうぞお願い致します。ありませんか。

えっとですね、ちょっと教えてください。あの、この資料No.2の1ページ目のところで河川砂防とありますね、河川砂防と、上から4段目、9分の5、すなわち、9個検討したけれども5個だけを現地機関できちっと調べてみました、妥当であるかどうか。

マスコミなんかで良く災害が起こるとですね、佐賀県の人たちは、どこの全ての公共事業の人たちも、例えばその、地すべり危険箇所や土石流危険箇所は5万個ぐらいあって、それを実際には、例えばこれぐらいでやってるよと言うのがあるじゃないですか。そうすると、佐賀県ではですね、こういう事業を今からやらなければならないと認識している個数と言うのは、いくつぐらいあるのですか。良くマスコミには、おっしゃってますよね。危険箇所が何力所ぐらいあって、それを順番にやっていって、今回は間に合わなかったとか。あそこは予定にも既に入っていたんだけど、あのちょっと、今回ゲリラ的にやられちゃったとか。どれくらいなんかあると言うふうに認識していらっしゃるのでしょうか。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 ちょっとあの、河川砂防課の方で把握はしているので、ちょっと今、手元に資料がないだけなんですけど。

荒牧委員長 あの大体ね、結局、たぶんこの検討していくときの一つのそのやり方、後でまた議論がなると思いますけどね、新規事業評価の手法と言うのが、第1段階評価をやるうと提案されると思うんですけど。その時に、例えば佐賀県としては、今やらなければならないと認識しているものが、これぐらいあって、その中から緊急度に関わらずの政策的、あるいは技術的、皆さんたちプロだから、プロの人達の判断でこうやって、こう分けて、ここを優先順位で行く、まあ予算のこともあるでしょうから、最後は財務課と協議し

てやると言うことになるんでしょうけど。

そのだいたい全体像が分かっていて、その中のこれくらいずつ、例えば、全国で5万箇所と聞いていますから、佐賀県では100分の1の5百箇所あると、例えば5箇所ずつやったとしても百年かかるわけですね、そういう事業をやってますと言う事が分かると、だいたいその雰囲気分かる。その中で、色々こうやってみて、地元との接触だとか、何とかだとかと言うのがあって、未だ10分の5やられてないから、やれるところからこれくらいずつやっていくってのが、イメージが沸くんですけど、必要量と言うのはどれくらい。例えば、さっきのため池等整備事業と言うのは、だいたいその、はっきり言うと、脊振山系のところで言うと、例えば武雄だけで何百とあるんですね、ため池は。

それで、どういうつもりで、何をしようとしているのかと言うのが、分かるそうですね、そこら辺がこうオープンになっていて、そしてやると言うのが必要のような気がするんだけど、その情報と言うのは佐賀県の例えばホームページを見ると、どこかにそれが載っているとかね、そういうのを検索できると、例えば公共事業と言うのがこれくらい遅々として進まないと言う説明を災害の時にやりになるんだけど、こういうところではなかなか聞くことが出来ないんで、ちょっと、そういうのが分かり易くすると良いかなって気がするんですけどね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 ため池につきましてはですね、だいたい全体で県内でざくっと言うと3千箇所くらいございます。それで、その内、半分が伊万里管内に集中しています。で、その中からですね、今後整備が必要とする分が、ざくっと言うと1千箇所くらいあって、それを順次ですね、整備をやっていると。

荒牧委員長 そうすると今後、今年はだから2箇所やるわけね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 はい、なかなか予算の関係で。

荒牧委員長 そんなもんでしょ。だから我が県土は一体どうなっていくのかと、それは荒れ果てていくのか、まあまあまあ維持が出来るか、なんかそういうのが分かり易く出ると良いなあと言う気がするんだけどなあ。

皆さんどうぞ。あの土木いじめてください。もうちょっと、分かり易くやっていくのがあるでしょうから。

鳥井委員 すみません。

荒牧委員長 どうぞ。

鳥井委員 あの12ページのところなんですけれども、先程、荒牧先生がご質問いただいたように、全体事業費が1番ですと17億円で、これは平成21年度当初予算が2億円、と言うことは26年までに後5年間、15億円を捻出しないとイケないということになるんですね。今回の制度見直しを考えると、どのような計算でこれから進んでいくのかな、道路は途中で終わってしまうのか、アスファルトの要らない砂利道だらけになるのか、この当たりどんなふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

小野県土づくり本部副本部長 えっと、あの、今度、衆議院選挙で少し情勢が変わって

いますけども、一応、民主党のマニフェストとか見ますと、一応、地方にはある程度配分しましょうと、自由にやって下さいね、と言うようなスタンスになっていますので、ある程度使い道を決めないようなお金が来ると、それをじゃあ県の中で、どういうふうに優先順位を付けて、まあ福祉とか何とかもを含めてですけれども、やっていくかということになっていくと思います。ですから、その辺の中でですね、やっぱり必要なものは優先的にやっていくということになっていくと思います。

鳥井委員 ということは、例えば、5番、12番のように、6月の新規補正でとか、そんなふうにおっしゃってましたけど、一応、あくまでも完成予定は26年度だけれども、26年度にこの道路は完成しないこともあるということですよ、1番の場合は、予算が付かなければ。

小野県土づくり本部副本部長 これ予算とですね、もう一つ地元の用地交渉とか、そういう問題ありますので、一応、予算的には何とか26年度までにですね、付けていきたい。ただ、現地の用地交渉とか、用地の進捗とか見るとですね、若干遅れる可能性もあると思います。ただ、ここにつきましては、見ていただければ分かりますように新鳥栖駅停車場線と言うことで、今度の新幹線の新鳥栖駅へのアクセス道路なものですから、こういったものは、やはり県としても重点的にやっていかなければいけないと言うことで、基本的にはですね、重点整備をやっていく地区と言うことで考えております。

鳥井委員 一応、番号順は優先順位を考えての番号と言うことで捉えてあるのですか。

荒牧委員長 番号は違うよね、だから判断って書いてあるところ。

鳥井委員 判断の方ですね。分かりました。

荒牧委員長 ローマ数字の判断のところがそうです。

川本委員 良いでしょうか。

荒牧委員長 どうぞ。

川本委員 やっぱり、あの、随分、道路が今後変わってくるのかなと思うんですけど、高速道路が無料化になるということになれば、何か地方から早くやるって言ってますよね、だから、そういうことになったら、新たにこう、道路をもうあんまり作らなくても良いって言う時がこれから来ると言うことも。随分と言うか、この道路に関しては、今後高速道路がもう自由に利用できるってことになったら、地域の人たちが、もっと便利になる訳でしょう。

荒牧委員長 分かり易く言うと、鳥栖川久保線はもう要るかって話になるやろ。

川本委員 なってくると思いますよね。

荒牧委員長 鳥栖川久保線ってあれに平行して走っている。そうすると、上に載ってって言うと鳥栖川久保線しばらく止めといて、学校の近くぐらいのスクールゾーンの近くだけ整備しとけば、さしあたり良いかって言うような重点化の置き方が変わるだろうなあって、直感的には思いますよね。

小野県土づくり本部副本部長 あの、高速道路が無料化って事になればですね、えっと、



内、要整備、整備が必要な箇所が3千6百程度ございます。で、その内、工事が終わった分が940箇所でございます。とすることで、整備率として26%の整備状況です。

荒牧委員長 だから、それだけの個数があって、優先的にこれを選んだって言うのが見える形になってほしいんですよね。なぜ、何千箇所ある中から、これが選ばれて、何とかなのかって言うようなことが分かる、分からないとね、県民の方にも理解してほしいのは、遅々としてなかなか進まない。やられると怒られるけども、やろうにもとにかく敵は大勢で、遅々として進まないと言うのは予めずっとやっぱり説明しとかなないと、まずいような気がしますよね。だから、どうかそういうものとセットでこの新規事業評価のところを議論していただけると助かるなって気がしますけどね。分かり易く、そこら辺の所を説明していただいてって言うことが要るような気がしますけど。是非、ご検討下さい。その繋がりと言うか。

他にどうぞありませんか。

あの、なぜこんなことを言うかと言うとですね、検討箇所数と現地評価箇所数が100%のところ、まちづくり推進と農山漁村と、それから森林整備とね、河川砂防と道路、港湾については事業検討した所と現地で実際に詳細に評価をした所が数が違う。

何か未だ少し、私が主に言っていると思いますけど、議論してきた元々本来やりたい個数と、それから現地できちっと評価して、B/Cまで検討して、そして予算がつく、つかないってことを検討した結果とは、少し何か数が違って当然なんじゃないのって言ってきたのに比べて、まちづくり推進とか農山漁村とかがって言うのは、未だ100%のままでやっているって言うのにね、ちょっと未だ違和感を感じている。なぜこういう事になるのかって言うのがちょっとね、分からない。先程言ったように、未だ3千箇所あるでしょう、元々やらなければならない所が。その中で、せいぜい2箇所ですよと砂防は、急傾斜で2箇所ですよ。そこが誤解を招く元のような気がするのよね。この数字だけがぼーんと出てくると、本当は千箇所ぐらいあるやつの2箇所ぐらいしか出来ていないと言うイメージと、毎年、検討箇所数が100%認められていくと言うのは、どうも違和感があるって言うかな。それが、その検討した数と現地できちっと評価した数と採択された数がみんな一緒と言うのは、私個人としては非常に何か、優しく言うといかがなものかと言う感じがするんですよね。本当言うと、馬鹿じゃないのかと思うのね。

長委員 私はむしろ逆に理解してて、今言われたように潜在的に例えば河川なんかだと整備したい所はいっぱいあると、で、その内、なんでこの9箇所に絞ったかと言うのが言われてるんですね、その所は明確にしないといけないということなんだけど。一応、検討箇所数として9箇所上げられていると言うことは、本当は色んな支障がなければ9箇所がそのまま9箇所と言う形に出てくるのが望ましいわけですよね。だけど、そのところが現地調査等が進まないとか、地元との合意形成が進まないために実は9箇所が9箇所にならないんだって言うことですよ。

で、まちづくりとかそういうのは、あまりそういう障害がなかったもので、取り上げたの

がそっくりそのまま右の方にシフトしましたと言うふうに理解したんですけど、理解はそういうふうでよろしいですね。

荒牧委員長 甘やかしたらだめですよ、先生。甘やかしているよ、それは。

長委員 素直に理解するとそういうことだと思うんですよ。

問題は言われたように潜在的なものとかですね、そこの兼ね合いで、特にあまりにもこの母数が多いのに、その内の本当に1%とか2%とかしか事業として取り上げられないってなると、そこをどう考えるかって言う問題は当然ですね、これは防災とか、そういうことですから、その重要度を他の事業との兼ね合いでどう考えるかってのは、荒牧先生が言われてように色々考えないといけないのかなと。

荒牧委員長 もう、つらい話なんですよ、結局、千箇所、やっぱり命がかかっている箇所が千箇所あって、せいぜいやれるのが2箇所しかない選択を皆さんはどうやってやっているのと。どういう判断基準でそれを選んでいるんですか。

例えば、この前の広島だけ、あそこで起こった福祉施設の目の前で起こった、そういうところは先にやろうよと選んでいるのか、そこら辺が知りたいですよ、きっと、ぼくらは。なるほどな、と思わせるようなものがあって、じゃあ、選ばれなかったところは後回しだよなって、辛いけど、実際はそういう作業をやらざるを得ないわけだよ。そこが分かるようにしていただけると、まあ、納得はないだろうね、しかし、何で俺のところは外したんだと言う話は。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 それで、あの、新しいですね、公共事業の新規箇所の評価についてと言うことで、今回ですね、事務局の方からですね、今年度からこうしたいと言うところで、ご提案をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

荒牧委員長 皆さん何かございませんか。

川本委員 良いでしょうか。

荒牧委員長 どうぞ。

川本委員 ちょっと違うかも分かりませんが、9千5百箇所とか危険な所があると言うことなるとですよ、この前の事故を見てても思うんですけど、ここは大体住めないみたいな線引きもいるんじゃないかなと思って、これだけ、やれるはずないですよ、だから、ああ言う所に老健施設とか、お年寄りを連れて行くとかじゃなくて、町の中がこれだけ冷えきっているのも、もっとこうインフラとか設備の良い所にとか、ここは何とか地区と言うと怒られるでしょうけど、そういう線引きみたいなものも今後、やっぱりいるんじゃないでしょうかね、ただ直していただければなくて、その辺はどうなんですか。

井山県土づくり本部副本部長 まあ、あの、土砂災害関係ですとですね、土砂災害防止法と言う法律がですね、確か平成十何年ですかね、昔、広島で土砂災害が頻発したときに出来た法律で、法律で、今おっしゃったまさに危険区域の線引きをするって言うのを、今佐賀県でも何力所くらいかな、未だ今線引きの途上なんですけれども、警戒区域と言うの

と特別警戒区域って、2段階に分けてですね、そういう指定を今進めています。これは全国的にやっています。で、特にその特別警戒区域みたいな所はですね、先程、荒牧先生がおっしゃったような福祉施設、老人福祉施設といろいろ災害弱者と目されるような方を誘導するような、まあ、学校なんかもそうかもしれませんが、そういうふうな施設なんかは、まあ極力建てないとか、建てるとしたら壊れないようなものを建てるとかですね、そういうふうな規制をかけるような、これはある意味ソフト対策なんですけれどもね、まあ、今住んでおられる方に出ていけと言うことまでは出来ないんですが、やっぱり、そういう災害とある程度共存出来るようなですね、あるいはこれ以上、新たな立地は抑制するようなですね、そういう規制誘導をかけるような法律なんかは既に出来ててですね、今そのエリア取りみたいなのをやっている途上なんですよ。

ですから、さっき9千何百箇所とかですね、これが本当に全て何らかの手を入れなきゃならないかどうかですね、あの、砂防とか急傾斜の事業とかですね、言うのはその中でも選別がいるでしょうし、それからまあ、先日来も集中豪雨がありましたけれども、何とかソフト対策ですか、大きな時間雨量とかが記録されたら、このごろ、雨量レーダーとか、情報の共有って言うんでしょかね、警戒情報みたいなものがだんだん出せるようになってきましたから、だから、そういうもので避難情報みたいなものを出してですね、何とか早めに安全な所へ移っていただいて、その危険があるときだけは避難していただくような形とかですね、まあ色々ハードとソフト、それも平常時のそういう立地面と、それから非常時の避難とか、そういうのを組み合わせてですね、何とか凌いでいかないと、全てが全てこのハード対策で手当すると言うのは、たぶん1年に何力所かずつと荒牧先生もおっしゃっておるですけども、これ以外にも平行して何力所とか継続事業が何十箇所が行われていると思うんですよ、だから、なかなか予算枠が増えない中で飛躍的にこの何千箇所を全て直ぐに手当すると言うのは困難だと思いますんでですね、ここはやはりハードとソフトの組み合わせ、それと優先順位はもうちょっと透明な形で、そういう人家密集しているだとか、災害の履歴があるとかですね、エリア取りの程度がどのくらいか、危険なのかどうかとかですね、そういうなものでやはり、優先順位みたいなものを、まあ、その辺が見えないとおっしゃっていただいているんで、だんだん見える形ですね、進めていくと言うことになっていくんじゃないかと思うんですけど。

荒牧委員長 よろしいですか

池田委員 良いですか。

荒牧委員長 どうぞ。

池田委員 今おっしゃった河川砂防課の中で何千箇所と言う中から、確かにもう、今直ぐ何か対策が必要でないと言うところで、がぱっと、切れたりとかして、まあ、最終的に9件検討して、その中に予算化されているのが5件と。まあ、6番、7番、8番、9番は、今年は見送りと。それはそれで分かるんですが、例えばその6番、7番、8番、9番が河川砂防課の中では見送られたんだけど、それよりも今年色々な課で予算がついている

分がありますが、要はそのまちづくり推進の案件の方が河川砂防課の6番、7番、8番、9番より優先して差がついたとすることですよね、要は。なぜ、…。

長先生 向こうが、砂防等の方がそこまで届かなかった、条件が揃わなかったってことではないんでしょうか、地元の合意とか、調査とか。

池田委員 あの、要は河川砂防課の中で5件はOKなんですけど、それ以下の分と言うのは、全て他の道路にしる、森林整備にしる、予算がついたやつよりは、劣後の扱いになっちゃたわけじゃないですよ。と言うことは、その優先した理由と言うか、劣後にした理由と言うのは。

牟田県土づくり本部長 それは、たぶん、そうです、と表面上は言わざるを得ないと思うんですけど、実際にはですね、実はまちづくりとか色んなこの事業は殆ど国庫補助事業を入れているんですよ。それで、県が全部単独事業で、県が自由財源持ってやるとすれば、事業横断的にどれを優先してやるんだと言うことが出来るんですけど、実は補助事業と言うのはそれぞれ縦割りで流れてきまして、砂防だけうちがほしいと、後は、もう道路は要らないと言っても国の枠がそんなに無い。どうしても縦割りの補助の制約があって、県である程度の優先順位を事業横断的に動かせると言うのは、やはり、一定の割合に限られているんですね。

池田委員 何かのそこの辺が分かんない。そうですね、説明を聞けば分かるんですけど、ただ、一般的には分かったんですけど、具体的な話はたぶん今は出来ないんで。

荒牧委員長 だから今、委員がおっしゃったように一つの枠組みの中の優先しか、決めきれないんでしょ。はっきり言うと、県側から言うと。

牟田県土づくり本部長 まあ、言えば、何を優先すべきか、非常に難しくてですね、お父さんとお母さんとどっちが大切なんですかと言うふうな問いを問いかければ、どっちも大切なんですと。

荒牧委員長 だから、先程言われたみたいに9分の5と、4分の4と言うのになるとね、そう見えるじゃないですか、それだけのことよ、それ非常に重要なことだと思う。

だからちゃんと、どれがいっぱい未だあってと言うんだったら未だ良いけど、100%認められたのと、何%しか認められてないみたいに見えるのではないの、数字と言うのは。

牟田県土づくり本部長 だから、ここの検討箇所126箇所の裏に実は未だいっぱいあって、それを126箇所に上げるときの目が統一的な目で見えていないと言う感じで。

荒牧委員長 そうだと思いますよ。そこをもうちょっとね、知恵がいるでしょうと。

今度、あとでやりますのでちょっと。それをやって良いですか。次に行つてよろしいですか。

それではですね、実は新規事業評価の方のやり方を少し、やっぱり変えましょうと言うことで、マニュアルの変更の部分と、もう一つ、2つあります。

2の新規評価マニュアルの変更についてと言うところで、マニュアルの変更ですから、我々が議論して作ったものの変更と、もう一つ前からずっと議論している新規事業評価の

前段階のところの両方について、ちょっと議論をさせて下さい。

それでは事務局の方から、ご説明をお願いいたします。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 資料はですね、No. 4をお願いしたいと思います。パワーポイントの方で説明したいと思います。

今回、新しい公共事業新規箇所の評価についてと言うことで、事務局の方から提案をしたいと思ってます。

このフロー図なんですけど、これ、前回の第1回の委員会の折でも説明をしております。

左の方に今までの評価のやり方、右の方に新しい評価のやり方と言うことで、フロー図を作ってますけど、今までのですね、評価の進め方は先程から議論があっただけで、ここに全体計画があると言う中からですね、事業の緊急性なり、地元の推進体制なり、そういうのを考慮して評価箇所に載せようと言う作業は、あの、県の方でもやっています。この評価の過程がですね、今統一的なものが無いと言うようなことが課題になっていると言うことになっています。

そしてその後の、新規箇所の候補地区がある中から選び出したものについて、今ある評価マニュアルで現地機関、それから事業担当課、それから県土づくり本部と言うことで箇所評価は随時進めてきて、評価を確定すると。それで確定したものの地区を事業の予算枠に当てはめて予算化が可能な地区を決定して行っている、こういうフローになっています。

今回この部分ですね、この部分のマニュアルと言いますか、進め方の提案を今回したいと言うようなことで考えています。それで、今度新しい方向になりますけど、全体の計画をどうするかと言うのが一つ課題になってきます。

事業化検討箇所と言うことにしてますけど、プロジェクト関連事業であったり、地元からの要望があったり、それから県の施策上、必要な事業、こういうものをですね、このような事業箇所の中からですね、概ね向こう3ヶ年程度の間にはですね、新規箇所として出さないといけないような地区を全体箇所と言うようなことで位置づけてですね、その箇所を今度1次評価マニュアルって書いてますけど、この1次評価マニュアルと言うのを今回新しく作ったわけなんですけど、この1次評価マニュアルで評価して、今までの評価スケジュールにのせていくと言うようなことで考えています。

今度の新しい評価過程のイメージを分かり易くした分です。先程言いましたこの全体計画って言うのがA～F、ちょっと6箇所しか書いていませんけど、本当はまだ多いんですけど、一応イメージとして理解していただくためにこう書いています。ここに全体の箇所があつてですね、この全体の箇所から評価に行ける、こうですね、行けるような、このフローの所にこの1次評価マニュアルと言うのを被せまして、この評価に残った分、この場合だったらAとBなんですけど、AとBを今までの評価マニュアルを使って順次、位置づけなり、必要性・効果、それから実施環境、それから最後には予算枠と言うような観点でですね、順次評価をしていくと。で、この1次評価マニュアルの網については、必要最小限これだけはクリアーしとかなないといけないと言うような項目をですね、県の政策の

基本方向に合っているのか、それから事業実施の必要性はあるのか、それから推進体制は整っているのか、それから用地の確保の見込みはあるのかと、そういうような観点からですね、この4つの項目をクリアした分を今までの評価の過程にもっていきたいと言うふうに考えてます。それで、この網にかからなかった分は、C、D、E、Fと書いてますが、この網にかからなかった分は、翌年度以降に事業化に向けての検討をまたやるというようなことで考えてます。

それで、当然ここからですね、この最後まででの評価の過程については、透明性と言うものもありますので、その分については県のホームページの方で公開していきたいと言うふうに考えてます。

今説明した過程を整理しますと、先ず事業化検討箇所の抽出を行うと言うこと。それから、2番目に事業化検討箇所について1次評価マニュアルで評価を行うと言うこと、フルイをかけると言う作業、ここを1次評価と言うふうに申してます。それから次に3番目として、1次評価でクリアした箇所、これは全項目、先程言いました4項目の評価で全部「○」になった分を従来どおりの評価マニュアルを用いて評価を順次行くと、そして予算箇所を決定していくと。それから、上記1～3については評価過程は県のホームページで公表していくと言うふうに考えてます。

それで、1次評価のマニュアルについてなんですけど、資料No.4のですね、最後のページをお願いしたいと思えますけど、そこに1次評価マニュアルと言うことで案を付けております。評価の視点なんですけど、○で位置づけ、△で必要性、□で実施環境と言うような視点で評価をしていって、それぞれ「○」か「△」か「□」かを判断すると言うことで考えています。

○の位置づけについては先程言いました将来の整備計画に位置づけられているか、または県の政策の基本方向と合致しているか。それから△の必要性につきましては、県民の生活、または産業振興上、現況で支障が認められ、事業実施の必要性があるかと言うこと。それから□の実施環境につきましては、事業実施に向けて推進体制が整っている、またはその見込みがある。それから用地買収が必要となっている箇所につきましては用地の確保が見込まれるか。と言うような観点で評価をしていく。それで最後の判断なんですけど、上記項目の○～□の評価結果がですね、全て「○」になったものを従来の2次評価の方へ進んでいくと言うようなことで今回進めていきたいなと言うふうに考えています。

以上です。

荒牧委員長 はい。皆さんご意見ありませんでしょうか。

愛野委員 よろしいですか。

荒牧委員長 どうぞ、お願い致します。

愛野委員 これ、あの、従来の評価マニュアルの手前の部分でおおもとのところでフルイにかけると言うところが追加されたわけですね。この1次評価マニュアルの部分の透明性って言うんですかね、おおもとの部分の透明性が、どういうふうに確保出来るかって言

うのが非常に問題になってくるんだろうと思うんですね。例えば、その1次評価マニュアルの案でいくと、最後の実施環境のところの、例えば用地の確保が見込まれる、これは色々な用地買収があるんだろうと思いますけど、かなり長期化をするようなですね事業、こう言ったところも、じゃあ何をもって用地の確保が見込まれるとするのかどうかですね、こう言ったところもある程度分かり易くなってないと、このおおもとのフルイの部分の透明性が確保出来ないんじゃないかなと思うんですよね。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 一応、用地の確保が見込まれると言うことで地元説明とか入っていく訳なんですけど、その時点でですね、用地の提供の意思、それを説明会の中で確認するとかですね、事前に事前同意を取ったりすることもあるかと思えます。その時はその事前同意の率を判断材料と言うような形でしていくと。

愛野委員 そうすると、ともすれば、今まで単年度、本年度分の用地買収が見込まれて、その後は不確かだけれども今までは評価マニュアルに載ってきた部分が載らない可能性もあるということですかね、フルイの部分で。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 いや、この用地の見込みがあると言うのは全体計画で全部その用地の確保の見込みがあるかと言うような観点で考えていますんで。

愛野委員 だから今まではその部分までは確保出来なくても、出てきていたわけでしょ、フルイにはかかんなかったわけでしょ。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 まあ2次評価マニュアルの中にはですね、実施環境と言う評価項目がありますので、その中でですね、そういう用地買収の判断材料と言うのもあることになります。

愛野委員 ですから、フルイにかける部分が追加されたわけですから、だから、その部分の透明性を確保するための何らかの分かり易い部分が必要だと言うことを申し上げているわけですよね。

荒牧委員長 はい、他にどうぞ何かありませんか。

確認しときたいんですけど、元々の評価マニュアルで、例えば先程のように9箇所あって4箇所選ばれる、それを普通にやっちゃうと現場はやはり大変なんですか。わざわざ簡便なやつを作らなければ行けないと言うのは、現地でそれを例えば道路だと先程90箇所あって、10箇所位しか選んでませんけど、90箇所のやつをマニュアルに従って点数付けていくと、結構大変なんですか。ネックはどこですか、それがそのまま使えない理由は。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長 箇所によってはですね、未だ現地調査が十分に出来ていないとか、B/Cをはじくためのそういう基礎資料が未だちょっと足りないとか、また事業費もですね、未だ詳細に詰まっていないと言うような箇所もございますので、それを全部評価していくと言うには無理があると。

荒牧委員長 B/Cみたいなものを評価しようとする、相当の何か委託と言うか、どこかに頼んでその値をはじき出して貰わなければいけないんですか。自分たち、皆さんた

ち、職員の方々がいろいろこうB / Cマニュアルがあって、それに従って大体計算するとこう出て来ると言うものではない。

中村県土づくり本部企画・経営グループ副課長　　すると思えば出来ると思うんですけど、それを何十箇所となるとですね、ちょっと。

荒牧委員長　　今ネックがどこになっている、点数付けるだけだと、そう負荷ではなさそうな気がするんだけど、何がネックになっているの。

小野県土づくり本部副本部長　　そうですね、ネックは人と金ですね。と言いますのは、B / Cをだそうとしますと例えば道路の場合ですと、ある程度概略設計まで終わって、大体概ねの概算事業費を掴まないといけない。

荒牧委員長　　コストね、大体どのくらいになるのかと言うコストの計算が要る。

小野県土づくり本部副本部長　　そうすると、そのためにはある程度調査を入れて、概略の設計までしないといけませんので、それだけでも何百万円かのお金がかかる。

それから、B / Cについては、要するに道路の場合ですと交通量ですので、交通量の3要素で出すと言うことになりまして、そのためにはですね、大体1件当たり3百万円くらいかかる、そのくらいかかるということなものですから、例えば1箇所をこれでやろうとしますと、たぶん恐らく、ちょっと小さなものであっても1千万円単位のたぶんお金がかかるんじゃないかなと思います、と言うのはその概略設計まで入れればですね。

荒牧委員長　　そうだね、だからコストとベネフィットを。

小野県土づくり本部副本部長　　それと、それをまたチェックするということで、職員もそれだけそこにかかるということで、やはり人とお金の関係でですね、ですから、なかなか今まで感覚的にですね、これはちょっとねっとか言う感じで落としていたやつをこういう形で表すと言うのは、なかなか難しいのは難しいんですよ。

荒牧委員長　　だからB / Cを条件にしたってところがですね、B / Cを条件にしたことがやはり一番ネックですか。

この評価マニュアルの中にB / Cと言う判断基準を入れたことが、この1次評価マニュアルを別に作らなければいけなくなったことになりませんか。それを外せば、出来ますか。逆にね、今、1次評価マニュアルなのね、今、提案されているのは。私もそうかなって思って考えてたけど、例えば、後マニュアルを作るってことは考えられないですか、すなわち、相当絞られてきて、相当進んできた後でB / Cを1個だけ別に取り出しておいてB / Cが1.0を越さないときはもう止めると言うようなことを後でやるって言うマニュアルは作れないですか。

どこがネックなのかが知りたいのよね、一番最初僕らが作ったときにはこのマニュアルを使って選ばれると言うイメージだったわけよ、選ばれる。ところが、県庁の方々はどう使ったかと言うと、我々と一緒に作ってきたマニュアルを使って最終チェックをやられているわけよ。だから、もう一つ選別するところが要るよって説明されていると思うんだけど。何かネックがあるって言うふうに聞いたのよね、確かに。大変なんだと、これを、こ

の我々が作ってきたマニュアルをちゃんとやろうとすると、さっき小野さんが言われたみたいに、その1千万円くらいかけて、ベネフィットとコストをきちんとはじかないとB/Cが出てこない。そこを評価マニュアルに入れちゃったから、生真面目にやろうとすると、もうやるぞっと決めたやつしかB/Cが計算出来てこない。

そうすると新規事業評価って、何をやってんだって言うことになるので、こういうふうには簡便なやつを頭に付けようと言う考え方でしょ。

逆にB/Cを外してしまって、そして評価を、今のマニュアルで評価をして、最終的にやるかやらないかって言う、予算がつくつかないかって時にB/C計算して1.0越えないようなやつは、だめとなる。そうすると、B/Cが1.2の場合と1.0の場合は1.0の方が上がって1.2の方が落ちるってこともあり得ると。そこを皆さんが納得するかどうか。

だから、どこがネックなのかを教えてください。

今我々が作ったマニュアル、いわゆる旧来のマニュアルはどこがネックで大変だから9分の9とか、4分の4とかって言うことにしか使えないのか。道路が90個あって10個って言う時にやると、大変なんですよ、きっと。小野さん言われたみたいにそこでB/Cを使おうとすると大変なんですよ。

牟田県土づくり本部長 事業の具体化をどこまで進めるかと言うのが、一番ネック、要するにB/Cが最後の結果ですけれども、B/Cを出すためにはやはり事業費を出す必要があります。

皆目分らないと、大体延長だからこれは6億円から10億円ぐらいだろうの想定はつくんでしょけど、それが本当に6億円で終わるのか、あるいは10億円を超えるような事業になるのかと言うのはやはり、その新規事業を評価するときには1番頭に来るわけですね。だから、そこまで出すためにはある程度その現地を調べて、どれくらいの幅員が要って、どれくらい家屋がかかって、補償費が大体これぐらいだろうと、やはり、ある程度作業をしないといけないことが一番のネックです。

荒牧委員長 そうですか。

だから、これが今参考資料にお渡しいただいたものがあって、位置づけと実施環境、まあ実施環境もそうか、熟度が上がってこないと実施環境も判断出来ないと言うこともあるわけね。

牟田県土づくり本部長 だから殆どこの2次マニュアル、今言う2次マニュアルは、もう計画が大体、概略の計画が出来上がっていると言う前提でマニュアルを作っているんですね。

荒牧委員長 相当何か生真面目にやりすぎたかな。

あんまりごちごちの要素を作ると最後のところでしか使えないとなるから、と言う欠陥が出てくるよね、こうラフに作っておいてあげると、ちゃんとみんな使えるのと言うのがあって、ちょっとがんじがらめに作り過ぎた可能性があるのかもしれない。

小野県土づくり本部副本部長 それとやっぱり、実際、いくらかでも調査に入ってくる  
とですね、今度は地元の方達の賛成反対と言うのが出てきますよね。

荒牧委員長 それでやっと点数が付けられる。

小野県土づくり本部副本部長 それで、まあ点数が付けられるんですけど。逆に言う  
と、そこまで入り込んでいきますとですね、今度は地元が期待しとって、やっぱB / Cが  
出なかったから止めたよって。

荒牧委員長 それは、B / Cが出なかったら止めるでしょう。

小野県土づくり本部副本部長 こういうものも出てくるものですから。

荒牧委員長 それを、その、何か期待持たせてはいけないわけ。

小野県土づくり本部副本部長 だから、その辺のやり方が非常に難しいんですよ。

荒牧委員長 それはあり得るね。

飛石交通政策部長 これはですね、僕は事務屋なもんですから、これ全く客観性がない  
んじゃないかと、例えば、事業実施の必要性とか、例えば道路であればですね、幹線ネッ  
トワークの整備をやっていきますとか、いわゆる交通安全施設、そういうのしかないん  
です、方針と言うのは、そうすると、これ誰が客観性を担保出来て、どういったことで数  
字が出せるのか、例えば、だって推進体制だって何をもって推進体制が「 」だとか、そ  
うすると、例えば僕はB / Cしかないだろうと、やはりそこに具体的に客観性だとかです  
よ。

荒牧委員長 いや、あの今ね、今のマニュアルでそんなに僕は不満があるわけではない  
んだけど、で、最後にB / Cが必要だと言うことも皆さん必ず言われるから、それは  
それでも良いんですけども、今これを使ってやろうとしたときのネックになるものがあ  
って、と言うことが知りたいのね。

だから、先程のようなちょっと簡便なものを使って、まあラフに、そして、それを皆さ  
んたち、今度の場合、たぶん文書で書くんだと思うんだけど、文書で書かれたやつが  
公開されて、自分たちはこう判断してるよと言うことを公開されているって言うことだけ  
でも、それは相当進歩だと言うふうに見ているわけですよ。

牟田本部長 まあ、確かに客観性はその、必要性とか、その地元体制と言うのはアバウ  
トなんですけれども、少なくともそれを公開するんで自分ところの地区がなんで「 x 」に  
なっているだろうと、そしたらやはり地元の推進体制だと言うのが分かる。

荒牧委員長 そうよ、やる気が出るとかね。どうぞ、何かどうぞ。

川本委員 いいですか。

荒牧委員長 どうぞ。

川本委員 これ私見たときに、たぶん の位置づけ、ここがたぶん一番問題かなと思  
って、もう最初からお金がない所に期待持たせている、さっきお話がありましたけど、そ  
の前にある程度フルイみたいなのにかけて、その前の段階で仕事の効率を上げようとか、  
何か今までだとひょっとしたらお金がつかうかも分からないと言うようなところが、今後そ

の見通しが殆ど無くなってきたと言う財政的なこともこれには関係ありますか。

牟田県土づくり本部長 いや、この位置づけには関係ないです。

川本委員 関係ないですか。

荒牧委員長 1次評価マニュアルのお話ですね、今議論しているところが。

川本委員 はい、そうです、1次評価マニュアルですね。将来の将来設計、整備計画に位置づけられていると言うことが先程おっしゃったように国からのお金がつくとか、そういうことは関係ないですね。

牟田県土づくり本部長 いや、それは関係ないです。

それぞれですね、例えば道路は道路と、ため池ならため池で全体計画を県は持っているんですよ、ため池は3千箇所の中で危険箇所が何百箇所あってと言うのを、これは整備していかないといけないと、ただ、いつするかは決まっていらないと言うのはあるんで、ちゃんとその整備すべきため池にカウントされているんですかと言うのをここで先ずチェックをしましょうと。

荒牧委員長 だから、地元の要望があったから何とかだよ、と言うことではないよと、きっちり判断をした上で言うことですよ。

村田委員 はい。

荒牧委員長 どうぞ、先生。

村田委員 評価視点の所ですね、「 」か「 × 」、こんな単純なもので良いんだろうかと思うんですよ。例えば、「 」と「 × 」の間に「 」があったり、「 」も「 」があったり。位置づけを見てみますとね、「将来の整備計画に位置づけられている」と、これはもし、それなら「 」かなと、「または」、こっちは「 」ぐらいじゃないかなと私は思うんですけどね、必要性、必要性は必要かどうかでまあ、これは単純で良いかと思います。その下、環境の「推進体制が整っている」、これは「 」で良いけども、「またはその見込みがある」と言うのは「 」よりちょっと落ちるんじゃないかなと、「 」あるいは「 」が要るんじゃないかなと、その下の用地買収は既に終わっているのは「 」でしょうけど、見込まれるのは「 」ぐらいかなと、こんな単純なもので良いんでしょうか、と言う気がするんですが。

牟田県土づくり本部長 あの、それはちょっと迷ったところですが、「 」とか「 」とかを持ち出すとですね、それなら「 」が何個で次に行くとか、別の基準を今度作らないといけない。だから、今のところ、色々あるけど一応「 」「 × 」で付けて、「 × 」が1個でもあれば、もう、2次審査には行かないと。

村田委員 逆にね、「 × 」があったらいいかないと、なら良いかもしれない。なるほどね。

池田委員 「または」と言うのが入るから今みたいな話になると。将来の整備計画に位置づけられて無くても、県の政策の基本方向を合致していれば「 」になるわけですよ、4番もその推進体制が整って無くても見込みがあれば「 」になるわけですよ。

牟田県土づくり本部長 かなり保険をかけているんですよ、ここに書いているじゃない



規事業評価を。

あのう、委員会のスタートは再評価委員会と言う基本的な性格があって、1回事業を始めました、5年または10年たったときに、それが継続してよいがどうか法的に決まっていって、それをやってきたら、どうもそこは分かるけど、それよりもっと前に、新しくやるときに、一体どういうふうな透明性を持って、確保してきたかと言うむしろ批判が出て、まあ、佐賀県さんは真面目に、って言うか生真面目にそれを何らかの形で公開しようとするふうに取り組み始めたところまでは、まあ認めます。

だから未だちょっと、十分熟度が出来てないかもしれないけど、これで進めていって、そして透明性を確保して、私個人的には公共事業と言うのが、そんなに「0」になる話では勿論ないので、県民から期待されている部分はいっぱいあるんだけど、それがどういうプロセスで決められていっているのか、責任はどこにあるのか、佐賀県さんがそう判断してやられたってことが明確になってれば、じゃあ佐賀県の責任ではないか、何でこっちの方を先にやっちゃったんだって言うようなことを、ちゃんと県民にアピール出来るってところがあるんじゃないですか、だから、そういう先ずは第1歩として県はこう判断しましたと言うことがオープンになっていくことが非常に重要だと思います。

ですから、これが正しいかどうかと言うことは未だ理解出来ませんが、いろんな批判を受けて構わないと思いますけど、ここから始めていって、少しオープンになったところで、その成果を見た上でまた、修正が必要であれば、修正をかけていくと言うことで構わないのではないかと思います。

いずれにしろ、あの、公共事業については非常にあの、大きな非難を浴びているわけですが、まあ、まっとうな非難を受けることにして、その中の一つに透明性の確保と言うところがあって、そこが、皆さんたちが透明性についてアクセス出来るようなものが今まで整備されてなかったと言うことが一番問題だと言うふうに認識してますので、こういう形でちょっと、味気ない事務的なような感じがしますが、とっかかりとしてはここから始めて、もう少し今度は訴える側の、先程言ったように何千分の六の、何千箇所あって何箇所が、と言うものとセットにしてですね、分かり易く、なぜこういう事業を選んでいるのかってことを皆さんに分かり易く表現していただけると、もっと公共事業が持っているプラスの面も評価していただけるんじゃないかと、マイナスの面がないと私は言ってませんが、確かにあったことは認めますけれども、プラスの面もあると言うことを理解していただけるんじゃないかと言う気がしますので、是非、より良いものに、これまで通り生真面目にやっていただければと言うふうに思いますけど。

じゃあ、さしあたり、今年はこれで、このやり方を持って、一応出させていただくと言うことでよろしいですか。はい、それじゃあ、そういう形で認めたいと思います。

それじゃあ、あの、新規事業に関してはその話で。

5分間休憩させていただきます。3時から再開します。

( 休 憩 )

荒牧委員長 再開してよろしいでしょうか。それでは、再開致します。道路課の方からご説明をお願いいたします。

田久保道路課技術監 道路課技術監の田久保です。

道路課の方ですね、この度、新規評価マニュアルの変更と言うことで提案させていただきます。申し訳ございませんけど、座って説明させていただきます。

資料のNo. 3ですね。ページを開いていただきまして、1ページ目です。

事業区分として生活関連、事業名が道路改築事業です。で、主な変更点と言うことですが、中山間地域に通じる道路、あるいは、その中山間地域にある県道ですね、こういう道路について、必要なものについては整備をすべきではないかという観点で、この度提案をさせていただきたいと思います。中山間地域において、異常気象時や冬季の積雪などによる交通障害が発生し、生活機能が著しく低下する区間については、自動車交通量による評価の配点に20点加算すると言うことを考えております。生活機能が著しく低下する区間、これについて、もう少し具体的に言いますと、安全な社会生活や経済活動に支障が生じている所と言うことで考えています。

その変更理由についてですけれども、右側の方に書いております。道路整備においては、限られた財源の中でより多くの整備効果を発揮させるため、自動車交通量の多い箇所を優先的に整備に取り組んできております。しかしながら、近年、特に地球温暖化などの環境問題や、本格的な人口減少、急速な少子・高齢化などへの対応や、地域の振興、安心安全な生活環境の確保が強く望まれています。このような中で、洪水防止や水源のかん養、美しい緑の景観の提供など、様々な機能を有する中山間地域を適切に維持管理していくことが必要であり、特にその中で、当該地域における生命線となる道路の果たす役割は非常に大きいと考えております。

このため、中山間地域の住民の生活及び生命と財産、豊かな暮らしを守り、健全な県土を維持していくための、事業評価マニュアルの一部を変更させていただきます。

道路事業のですね、体系を掲示させてもらってますけど、大きく分けて、道路に関しては整備系と維持系があります。整備系と言うのは、既存の道路の拡幅なり、あるいはバイパス事業、この維持系と言うのはその作ったものの道路の補修とか、橋梁の補修とか、そういう関係ですね。

この整備系の中では、また2つに分かれまして広域事業と生活関連事業があります。広域事業と言いますのは、複数の市町にまたがるような大規模な事業、具体的に言いますと、有明海沿岸道路、あるいは江北町の国道34号から牛津川を渡って芦刈の国道444号にタッチします一般県道江北芦刈線のバイパス事業とか、そういうのがこの広域事業に当たります。で、それ以外の事業、こちらの方の事業、生活関連事業、要するに地域の方に密接に関連する道路と言うのをこういう生活関連道路と位置づけております。

生活関連道路の事業の中で、どういう事業があるかと申しますと、こういうふうな形で改築事業、未改良の所をこういう形で整備するとか、あるいは交通安全事業、歩道が未整備の所を歩道を設置して歩行者等の安全を図る、あるいは橋梁の架け替え、それと局部改築事業、これは局所的な事業で見通しが悪い所などにおいて距離的には短区間の整備を行うと、まあ、こういうふうに事業が分かれております。

各事業において改築事業では改築事業の評価指標があり、また交通安全については交通安全の各指標、局部改築事業については局部改築事業の各評価指標を設けて、一つの、仮に先程一番冒頭にありましたけれど、ランクが「A A B」とか、あるいは「A B C」とかですね、「位置づけ」とか、「必要性・効果」、「実施環境」と言うその3つについて、各事業毎に事業指標を設けてから、事業すべきかどうかを決めているところであります。

今回、中山間の集落へ通じる県道関係の整備についてなんですけど、これについてはですね、今ある現行にある新規評価のマニュアルについては、一番最初に作っております16年度、この時においては中山間へ通じる道路などは交通量が少ない区間の整備と言うことで、こちらの方の局部改築事業、まあ事業費ベースで言いますと、約1億円程度の事業で整備を進めようと言うことで、当初は考えておりました。

ところが、その後ですけれども、先程申しましたように、洪水の防止や水源のかん養など、健全な国土保全の機能を有する中山間地域において、耕作放棄などの荒廃が社会的な問題として取り上げられておりますし、また、地球温暖化などの環境問題対策の一つとして健全な国土を保全する中山間地域を適切に維持管理していくためには、定住条件の改善に向けた支援が特に重要であり、その中でも地域の生命線となる生活幹線道路の担っている役割は非常に大きいと言うそういうことになっております。

しかしながら、先程申しましたように、このような地域では未だ未改良が残っており、その区間の整備に数億円程度かかる箇所については、事業種別としては数億円規模となるとどうしてもこちらの方の改築事業系に当たるわけなんですけども、現在の評価マニュアルでは改築事業の評価指標で評価すると事業化が困難なシステムになっているところであります。そういうことで、今回指標をですね、見直すと言うことで考えているわけでございます。

その評価指標の変更ですけれども、2ページですね、2ページを見ていただきたいですけれども、これの右手の方に変更案と言うことで掲示しておりますけれども、評価の視点の所はこの3つですね、「位置づけ」、「必要性・効果」、「実施環境」、この3つがありますけれども、その内の真ん中の方ですけれども、「必要性・効果」で、その評価指標として右側の方に「交通量」、「交通事故」、「構造令及び道路橋示方書との整合」、「線形等」、「歩道の状況、交差点の形状」と言う、ここに5つの評価指標がありますけれども、このうち、道路改築事業については上から3つ、「交通量」、それと「交通事故」、「構造令及び道路橋示方書との整合」、この3つで評価するようになっております。で、従来ですと、この改築事業と言うことで中山間の道路整備として評価致しますと、交通量が少ないですので、ど

うしても一番最初の交通量の評価が低くなりまして、どうしても事業化が困難と言うことであります。

それで、次のページですけども、3ページ目ですね。右側の下の方で評価視点「必要性・効果」と言うのがありますけども、これの一番最初の「交通量」ですけども、黄色で囲ってありますけども、「中山間地域において、異常気象時や冬季の積雪等により交通障害が発生し、生活機能が著しく低下する区間については自動車交通量による評価の配点に20点加算する。ただし、この指標による評価点数は60点を上限とする。」と言うことで、この表でいきますと、だいたい中山間地域と言うのは交通量が少なくても500台未満に当たるかと思えますけど、そうすると今現在は10点ですけども、これに20点加算して30点になると言うことでございます。

それで、ただ、中山間地域だったら、どういう道路でもいいと言うことではございません。その中では当然、縛りが必要だと思っています。その縛りと言うのはですね、過疎地域、山村振興地域、半島振興地域、離島振興地域、特定農山村地域の5つの法指定がありますけれども、そういう法指定のある所を中山間地域と呼んでおるところでございましてけれども、そういう法指定がなされている中山間地域において、中山間地域から日常生活圏中心地域への連絡する道路が未改良ですね、未改良で、異常気象時、冬季の積雪等の交通障害により日常生活に著しく支障を来している区間を対象としておりまして、具体的にはどういうことかと言いますと、異常気象時による障害と言うことで、大雨の時に斜面崩壊の恐れがあり交通が規制される区間、または、冬季の積雪、凍結によりチェーン規制等が10日程度、10日以上ある区間、そういう区間を対象として、先程も言いましたように、交通量の所に20点加算すると言うことで考えております。

そうすることで、この件につきましては、国の方でもですね、国の方が最近策定しておりますけれども、これは国と言いましても九州地方整備局ですけども、そちらの方も九州圏広域地方計画においても中山間地域において、定住条件の改善に向けた支援が必要と言うことで、その中でも地域の生命線となる生活幹線道路の整備が必要と言う位置づけはされております。

また、この件につきましては、昨年度ですか、議会の方でも中山間地域の道路整備と言うことで、今の新規評価はあくまでも費用対効果B/Cとか、そこだけを考えているので、そうじゃなくて、もっと違う数字だけでは表わせられないような価値も考えて、評価すべきではないか、そういう意見等も出ております。それに対して、県では本当に地域の住民にとって必要なものについて、県民の方々にとって理解、納得いただける形できちんとした地域の実情にあったルールを新しく作っていくことが大事ではないか、そういう答弁もしているところでございます。

そういうことも併せまして、今回、中山間地域で本当に必要な道路については、今申し上げましたけども、と言う形で事業化の道を開きたいなと考えております。

以上です。

荒牧委員長 はい、どうもありがとうございました。何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

佐藤委員 はい。

荒牧委員長 どうぞ。

佐藤委員 マニュアル変更については説明いただいたので、私も詳しいことはなかなか分からないのですが、私は県でも話のあった中山間地域、過疎化の進む正に脊振に住んでいて思うんですけれども、イノシシだとか動物だけしか通らないような山の中にものすごい広い道路が造られていたりとか、そこが果たして住民の人がそれほど使うのかなと言うところで、ものすごい広い道路になっていたり、歩道がついていたりするんですよ。

田舎に住んでて思うのが、果たしてこれから先そこで生活していく人がそれほどまでに道路は必要なのか、私は逆に他のインフラ整備、そこに人が住むと言う果たして道路を造ることだけで解決出来るのかなって気が、住む住民として思うんですけれども、県の方々はそのあたりをどのように考えてられるのかなって思うんですけど。

荒牧委員長 いかがですか。まあ、道路だけの話じゃないから道路課って形ではないでしょうけど。どうでしょうか。

牟田県土づくり本部長 私が答えないといけないでしょう。あの、確かに中山間地域と言うのはどういうふうにして保全していくかと言うことの一番社会的にコストがかからないのは、そこに人が住んでいただいて、その地域で生活が出来て、ちゃんと生活の糧としてその地域の管理をしていただくと言うのが一番理想だと思います。

それで、中山間地域がこれだけ疲弊してきたのは、従来、山を生活の糧として、あるいは山の間にある農地を耕して生業としてそこで生活が成り立っていたと言うことで、本当はそこに税金を投入しなくても、定住してもらい、生活を自立することで自然とそういう多面的な機能と言うことを果たしていただいていたと言うことだろうと思うんですよ。

まあ、今はそういう中山間地域が特に問題になっているのは、そういう生活の根幹が根っこから崩れてしまっていると、林業ではもちろん生活出来ない、中山間地の農業と言うのもそんなに生活出来る程、金が儲かるわけではないと言うことで、要はそこに勢い、そういう公益的な機能を税金で支えざるを得ないだろうと言う、今の一時期そういう施策にふれてきております。

それで、いろんな施策が中山間地域を少し特別の手厚い手当をしようよと、と言う流れの中でその道路についても、まあちょっと中山間地域にはもったいないなと思えるようなやつも、やっぱりそこに人が住んでいただくためには、平坦部と同じB/Cではだめだろうと言うようなことでいくらか下駄を履かせる言うと語弊があるかもしれませんが、そこは税金を投入しようと言うことだろうと思うんですよ。

人が通らない様な道路を造ってと言うのは、具体的に全然無いとは私もちょっと自信がないんですけど、交通量が少ないと言うことは確かだろうと言うふうに思いますし、歩行者がいなくても歩道があると言うのはひょっとしたら、私も全然ありませんとは言

い切る自信がないので、あれですけど、やはり道路だけではですね、だめだろうと言うのはご指摘の通り、だから、やっぱりもう一回、山と中山間地域の農業とその間に立った観光産業とか、そういうもので中山間地域が自立出来るような施策を打っていくことが、基本だろうと言うふうには思っていますけど、道路だけで中山間地域が活性化するとも思えないし、県もそういうふうには思っていない。

一番手っ取り早いのは材木価格がきちんと外材よりも、外材と対等に林業として成り立つと言うのが一番手っ取り早い方法だろうと思っていますけどね。

荒牧委員長 いいですか。佐藤さん、よろしいでしょうか。

鳥井委員 すみません、さっきおっしゃった予算の使い方、縦割りでこう降りてくるので、例えばそれが道路で、その中の一部でもう少し中山間地域にお金を落とそうじゃないかと言うふうな考え方で、そこに道路を造ったって捉えてて良いんですか。

牟田県土づくり本部長 そうですね。

鳥井委員 他にお金を予算の中で、他のものに使うことが出来ないからとりあえず、その中の配分として中山間。

牟田県土づくり本部長 あの、どうしても道路と言うのは今までは、交通量の多いところ、混雑しているところが先にしないといけないということで、当然、平坦部、あるいは都市周辺の道路が先に整備をせんといかんだろうと言う優先順位を付けてやってきたんですけども、それではその、いわゆる農村地域、あるいはもっと言うと中山間地域の道路はいつまで経っても整備ができないと、そうすると、これだけ善し悪しはあるんですけど、モータリゼーションが現実的に進んでいるところで、車も入らないような道の所に家があるような人は、たぶん自分で道路を確保すると言うのは至難の業なんで、もう家を改築するとき、あるいは世帯が交代するときに、もうそこから下に降りようと言う判断が随分働いていると思います。

鳥井委員 ただ全体像の中で、55%の国の予算で45%がじゃあ県と言うことだったら、さっきおっしゃっていた観光資源とかいろいろ他にお金を使える、その45%と言うのが国の推移する基準によって、そのもう配分と言うか予算化されているものなんですか、それとも、45%は全て県の中で何%はこれに使い、何%はこれに使いと言うふうに分かっているんですか。

牟田県土づくり本部長 予算の枠なんですよ。

鳥井委員 そうなんです、その予算の枠が全然分からなくてですね。

牟田県土づくり本部長 あの、要するに国からの補助は道路の1本、1本に来るんですよ、極端に言うと。この路線に国からいくらお金を補助金として県に差し上げますと、それが全体10億円かかるんだったら、5億5千万円国がお金を出しますと、あと4億5千万円は県が用意してくださいと、それで、ここ10億円って国がくれてるけれど、佐賀県は今年は8億円をしたいと言うことになると、その5億5千万円を8掛けしないと行かないんですよ、そしてそれを別の所に使いたいと言えば国に協議して、国の承認をいただ

いて始めて別の所に使えと、その5億5千万円は、あとの4億5千万円は県が勝手に動かして良いんですけど、だからそういう意味で言うと、よく言われるように県の自治と言うのは、公共事業についてはですね、相当程度狭い範囲でしかない。

これを今度の政権では一括交付金で県にみんな渡そうと、補助金なんか止めますよといったようなことを言っておられるんで、そこは期待半分、本当に全部今使っているのをまるまる渡してくれるなら、もう、嬉しいばかりですけど。

荒牧委員長 自分たちで決められるよね。

愛野委員 もう1個いいですか。

荒牧委員長 どうぞ。

愛野委員 あの結局、B/Cの弊害もあると思うんですよね、道路はやっぱり必要な道路とか、不必要な道路とかはいろんな主観が入るところなので、地元の要望する人は全部必要な道路なんですね。大体道路って言うのは予算が限られているもんだから、B/Cで車の需要予測が少ないところはだめですよと言うところが大半ですよ。

それで、その逆のパターンの中山間地域のマニュアルの変更なんですけど、結局、予算の出方がどうなるにせよですね、当初より膨れあがって出てくるわけではないので、やっぱり道路ってのは非常に予算を付けるときに、選択をする場合の線、透明性って言うんですかね、特にそのB/Cの需要予測の低い中山間地域で、全部が全部やるんじゃないって言うお話だったんですけども、そこをその、どうしても予算を付けるときの透明性と言うか、必要性がきちっとアピール出来るかどうか、どういうやり方でアピール出来るかと言うことが必要とか、重要じゃないかな。

牟田県土づくり本部長 まあ一言で言うと小泉改革以来、なんでもB/Cが一番で、交通量の多いところ、あるいは投資効果があるところからやると、まあ逆に言うと、数字で出ないところは切り捨ててきたんですよ。

それが今、やっぱりそれではいけないんだと、中山間地域は中山間地域で、それを無くすとかえって社会的な負担が増えるんだと言うことにやっと気づき始めて、そこを違う指標で見たいこうと言う動きがいろんな場面に出てきて、それも、このマニュアルの変更もその一つなんですけど、ただ非常に難しいのはですね、20点が正しいのかどうかと言うのは非常に難しいんですよ。

違う考え方で施策を入れる部分ですから、だから、交通量と中山間地域の保全の必要性と言うのが一つの点数で点差を付けているような感じですから、ちょっと。

愛野委員 ただ、道路だけでの比較だけではないんだろうと思うんですよね。総合的な過疎化だとか、そう言ったものの対策になったり、環境でもあったり、いろんな所があるんで、ちょっと良いかどうかと言われると、都心部と地方の疲弊しているのと、よく似ているようなあれだろうと思うんですけどね、悪循環を今まで作り出してきたのもそう言ったところだろうから、そこはやっぱり、食い止めると言うのは非常に必要なことだと思うんですよね。

牟田県土づくり本部長 ただ、これがあんまり行き過ぎるとですね、どこかの何とか橋みたいに。

愛野委員 その辺のバランスですよ。

牟田県土づくり本部長 バランスですよ。ちょっとまあ、20点と言うのは、今の点数の交通量0～500台では殆ど事業化出来ないと、そこに20点ぐらいやると、まあ大体やらんばいかんと思うような所は載ってくるよねっと、まあ結果から逆に点数を出した様なところがあってですね、県としてやっぱり交通量は少ないけど、ここはやっぱり維持せんといかん、確保せんといかんと言うところが事業化出来るような。

愛野委員 逆に言うと本当に必要であるの、もう速やかにやらないといけないと言うのが20点じゃなくても良いわけですよ。

牟田県土づくり本部長 そうですけどね。

古賀委員 あのちょっとこの辺ですけどね、例えば交通量の所にその問題を持ってくるという考え方はあるでしょうけどね。

牟田県土づくり本部長 別の項目に入れたがよかったでしょうかね。

古賀委員 環境対策と言うか、そっちの方で考える、あるいは環境関係で考えるってこともあるんじゃないでしょうか。そうしないとね、交通量とそれを合わせると、ちょっとおかしいような気がします。

牟田県土づくり本部長 道路課はどこでも良かったんです。

荒牧委員長 これ枠組みが1個でも「C」があるとノーと言う話に作ってますよね、我々のやつはね、まあ「B」までは我慢するけど、「C」が1個でもあるとだめだよということになって、その10点、すなわち0～500台程度の交通量の所に道路を新たに造るってことは殆ど「C」で引っかかってくるんですか。

牟田県土づくり本部長 「C」になります。

荒牧委員長 そうするとだから、その「C」にしたら「0」と言うふうには作っている我々のマニュアルの1つの欠陥かもしれないけど、古賀先生の言われるみたいに、別項目で作っちゃうと、そっちの方の所が「C」で引っかからないと言うことで、今出されていると思うんだけど、何か良い知恵があればあったら。

古賀委員 ちょっとその所が。

牟田県土づくり本部長 これも同時にいじる手はあるんですけど、どっちの評価で、そこは「C」にならないように、「B」が最低になるように、交通量ももう一回ですね。

荒牧委員長 そうかそうか、見直すって言う手がね。

牟田県土づくり本部長 まあこっちの方が手っ取り早い。

荒牧委員長 手っ取り早いよね、20点ね。今やってこられて「C」がいつも飛び出しってくるからと言うところで、やりたいんだけど、やれないって話になってきたことなんでしょ、イメージとしては。どうでしょう、皆さん方。

古賀委員 そこはすごく分かるんですけど、だから、その所を変化させて、逆に言え

ば、例えば自然環境だとか、あるいは生活環境の方で点数を上げるとかですね、こういうことを考えるしかないんじゃないかと思ったんですよ。

牟田県土づくり本部長 あ、これが項目毎に「A」、「B」、「C」を付けるようになっていて、総合点数方式でないもんですから、それぞれの項目である一定点取らないとだめなんですよ。

川本委員 これがですよ、道路だけかなと、道路としてだけ考えるととっても、7月の24日でしたかね、あの、高速道路が崩れましたよね、2人亡くなって、ちょうど私あのとき福岡に行っていて帰りにはすごいヘリコプターが廻って、すごい雨の日だったもんですから、そういうとき、私は高速道路が良いと思ったんですよ、その雨の日にもどうしても福岡迄いくと言うことで高速道路だと安全だろうと思って行ったのが、帰りには2人亡くなってらしたと聞いたときに、やっぱりこれ道路だけの問題かなって、ただ山の中に、山間ですか、中山間地域の今後の道路だけを考えられないんじゃないかなと。

牟田県土づくり本部長 いやいや、いろんな事業をこのマニュアルでやってきて、どうしても困るのが道路と、あとのところは、農業基盤とか何とかはそれなりに中山間は中山間に配慮する点数になってますから、道路がどうも。

川本委員 ただ、地域の人だけじゃなくて、私たちも通る可能性もありますよね、その道路をですね、だから、もう中山間に道路を造らなくて良いって言う考えじゃないと思うんですけど、その時にやっぱり安全性みたいなのが、あの事故見て私怖いなと思ったんですけど、だから、その、こう所をやっていくには異常気象だけって言うことだと道路だけじゃなく、そのなんて言いますか、港湾もそうでしょうし、他のも全てが該当してくるんじゃないですか、この理由だけだと。

牟田県土づくり本部長 だから、最終的にはそうです。説明として、異常気象を使っているだけであって、最終的には地域性でそれに中山間と言われる過疎、山村、農山村と言う様なところの地域性を受けとけばと言うところで判断するんですよ。

川本委員 特に何かちょっと、ここのところが、分かりづらい。

荒牧委員長 1回まあ、道路事業について、皆さんたちがこう施策を打っていこうと言う中で、やっぱり少し使いづらいと言うか、我々がやろうとしていることが、これ以外に、道路事業以外に、他にはあまり目立ったところはないと考えて良いですか。

牟田県土づくり本部長 今は特段に不都合は出ていません、今のところはですね。

荒牧委員長 不都合は出ていない。だから今言われたみたいに、この中山間地を拒絶しなさいと言う意見は今のところどなたもおっしゃってなさそうなので、それがうまい手かどうか、古賀先生が言われたみたいにこれが本当に良い手はどうかと言うことは、あれだと思えますが。

牟田県土づくり本部長 先生おっしゃる通りだと思いますけどね。

荒牧委員長 もう1回、今回はこの手法で差し当たり救済しないといけない箇所があるかもしれませんが、あのちょっと他に方法があるかどうかを再検討していただいて、今

回は、来年度はこれでやむを得ないとしても、ちょっとペンディングだよと、この方法が妥当であるのと言うことなのか、もうちょっとクリアーに明確になるような形で点数をアップすると言うことで、他との調整でやるような方法の方が良いかもしれないってことがあればですね、検討していただきたいと思いますが、よろしいですか。

じゃあ、今回はこれで次年度まではそれでやるとして、中山間地の道路が「0」になることは、必ずしも問題だよねと言う認識では一致していますので、手法についてもう少し検討していただいて、もうちょっとクリアーな形の方が良いよと言うことであれば、ちょっと検討してください、そしてちょっと、また良い知恵があれば皆さん方も是非出してください、こういう手法の方がクリアーになるんありませんかと言うことで、やっていただければと思います。よろしいですか。

えっと、一つだけ教えてもらいたいのは、先程おっしゃったように中山間地の定義はちゃんと出来てるってことで良いですね、その中山間地道路ってのはどのことであるってことは。

牟田県土づくり本部長 あのエリアでもう。

荒牧委員長 分かっていますね。

牟田県土づくり本部長 はい。

荒牧委員長 分かりました。

そしたらもう一つ、あの、教えてもらいたいのはですね、この前、先程、川本さんがおっしゃったように、どこかが遮断したときに、孤立する場所、集落とか、なんとかってのはもう全部分かっているのでしょうか。例えば1箇所どこかが、ドンと切れたときに、孤立してヘリコプターしか飛ばないって言うようなことが、例えば新潟地震の時には実はそれがあって、何とか山古志村だったかな、何とか村って所はヘリコプターしか代替道路がなかったと、1箇所切れたらって言うようなことがあって、佐賀県としては、どういうふうに把握されてますか。そういう非常に危険な状況って言うのは。

長委員 迂回路がないかとかですね。

荒牧委員長 迂回路が全く用意されていない、例えば、大体佐賀県は、こう行き来しているようなイメージがあるんだけど。

小野県土づくり本部副本部長 ただ、あの多良山系なんかにはそういうのがあります。

荒牧委員長 集落がふん詰まっている。

小野県土づくり本部副本部長 と言うのは多良岳公園線と言うのが、ずっと多良岳に向かって昇っていますけど、一番上に、えっと、何か、がありますけど、あそこはその県道1本ですよ。

荒牧委員長 だから、こっちからとこっちからと来れば、ダウンしても反対側から動いていけるってことはありますよね、だけどそれすら確保出来ないような地域が大分とか何とかに、いっぱいあるんですよ。佐賀ではあまり聞かない。

小野県土づくり本部副本部長 あまり無いです。ただ、多良山系も今は多良岳農道を造

っているじゃないですか、あの農道よりか上になると上の集落は孤立しますね。

荒牧委員長 ああ1本になる訳ね、分かった分かった。

小野県土づくり本部副本部長 だけど、それ以外はたぶん無いと思いますが。

荒牧委員長 大丈夫ですか。先程言われたみたいに緊急時と言うことになると、そういうふうな代替機能って言うのが確保されている地域なのか、まあ佐賀と言う地域は結構良いところですよ。そういうことで言うと、長崎や大分なんか比べると、遙かにやっぱり良い場所に住んでると言う、災害は少ないし、非常にフラットだしね、いろんな所からアクセス出来るようになってきているから、そういう点で言うと長崎の人たちはね、辛いだろかなと言うふうに思いますけど。

他に、よろしいですか、じゃあ、今回はこの20点と言う方策でやむを得ないと思いますが、ちょっともう少しクリアーなアイデアがあれば、救済すること自体について言うか、それを中山間地と呼ばれているところの道路について「0」と言う所は、さすがにないだろうと言うことのようなので、ちょっと知恵を出していただいて、また検討してください。よろしくお願い致します。

えっと、総括をすることになっていきますけど、途中でもう2度ばかりやってきましたので、特に私の方から申し上げることはありませんから、その他について事務局の方で何かありましたらお願い致します。

溝口県土づくり本部企画・経営グループ係長 それでは私の方からですが、次回以降の公共事業再評価委員会の予定をお知らせしたいと思います。

先ず、今年度の再評価に関わる委員会および、現地調査についてです。取り急ぎのFAX、また、メールにて一応、委員さんの方にはお知らせはしております。現地調査を10月9日の金曜日に終日。また、このような審議の委員会を10月16日の金曜日および、10月21日の水曜日、これ両日とも午後を予定しております。正式な通知文はですね、後日送付させていただきます。

現地調査につきましては、各事業種、あとコース、時間のバランス等を踏まえまして、こちらの方で決めさせていただいた上で、委員長さんの方ともご相談し、またお知らせをしたいと思いますので、そのようにご了解いただければと思っております。

私の方からは以上です。

荒牧委員長 それでは事務局の方にお返ししてよろしいですか。では閉めていただいて。三根県土づくり本部企画・経営グループ建設政策監 はい。

本日は各委員さんにおかれては、大変お忙しい中、新規箇所の取組に対する貴重なご意見、また、新規評価マニュアルについてのご審議いただき、誠に有り難うございました。

本日の委員会はこれで終了致します。どうも有り難うございました。

( 閉 会 )